

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項																															
府民文化部 都市魅力創造局	<p>行政財産使用料について、誤った建物の価格で算出し、使用者からの使用料を過大に徴収していた。</p> <table border="1" data-bbox="507 531 1700 1098"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">許可数量</th> <th rowspan="2">目的</th> <th colspan="3">年間使用料</th> <th rowspan="2">使用期間</th> </tr> <tr> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>超過額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>857.30 ㎡</td> <td>事務室</td> <td>19,259,900 円</td> <td>19,251,100 円</td> <td>8,800 円</td> <td>令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>11.87 ㎡</td> <td>事務室</td> <td>533,390 円</td> <td>533,170 円</td> <td>220 円</td> <td>令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>857.30 ㎡</td> <td>事務室</td> <td>20,341,640 円</td> <td>20,333,170 円</td> <td>8,470 円</td> <td>令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで</td> </tr> </tbody> </table>						種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間	誤 (既収納額)	正	超過額	建物	857.30 ㎡	事務室	19,259,900 円	19,251,100 円	8,800 円	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで	建物	11.87 ㎡	事務室	533,390 円	533,170 円	220 円	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで	建物	857.30 ㎡	事務室	20,341,640 円	20,333,170 円	8,470 円	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用料) 第26条 行政財産使用料条例（昭和39年大阪府条例第6号。以下「使用料条例」という。）第3条に規定する知事が定める使用料の額の基準は、使用期間一年につき、次の各号に定める算式により計算した額とする。 2 建物 当該建物の価額×（6／100）＋当該建物の建面積部分の土地の価額×（3／100）×（当該建物のうち使用させる部分の面積／当該建物の延べ面積）</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間																																
			誤 (既収納額)	正	超過額																																	
建物	857.30 ㎡	事務室	19,259,900 円	19,251,100 円	8,800 円	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで																																
建物	11.87 ㎡	事務室	533,390 円	533,170 円	220 円	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで																																
建物	857.30 ㎡	事務室	20,341,640 円	20,333,170 円	8,470 円	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで																																
措置の内容																																						
<p>令和5年度分の使用料について、令和6年度に使用者に対して超過分の返金を行った（検出事項の表1行目）。令和6年度に解散した団体については、令和7年度に代表清算人からの委任状に基づく受領者に対して超過分の返金を行った（検出事項の表2行目）。</p> <p>なお、令和6年度分の使用料については、監査委員事務局から指摘のあった時点では20,333,170円で算出していたが、大阪府公有財産規則第27条に基づき定められている行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準 第4「逦増・逦減措置」により、年間使用料を是正するに当たり改めて算出した結果、20,213,600円が正当であったことから、当該年度中に是正した金額で徴収済みである（検出事項の表3行目）。</p> <p>検出事項について、原因は担当者の認識不足及び指定管理者より提出のあった資料が誤っていたことが要因である。再発防止に向けて、大阪府公有財産規則の内容を理解するとともに、指定管理者から提出された書類の内容に誤りがないか確認するため、提出期限を時間的な余裕を持って設定し、従前の使用料算定表のフォーマットを分かりやすく改善するなど、チェック体制の強化を図った。今後は、大阪府公有財産規則及びその運用に基づき、適正な事務処理を行う。</p>																																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月6日から同月19日まで）

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
大阪港湾局	<p>下記の設計委託について、補修等の工事完了による引渡しが行われているにもかかわらず建設仮勘定が精算されていなかったため、当該設計に係る金額が建設仮勘定に計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 548 1605 814"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>支払済額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>堺泉北港堺5区外棧橋等補修実施設計委託</td> <td>2,760,574円</td> <td>2,760,574円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>阪南港海岸外北境川水門外機械設備改良実施設計委託</td> <td>3,041,500円</td> <td>3,041,500円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	支払済額	未精算額	平成29年度	堺泉北港堺5区外棧橋等補修実施設計委託	2,760,574円	2,760,574円	令和3年度	阪南港海岸外北境川水門外機械設備改良実施設計委託	3,041,500円	3,041,500円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号(府以外からの取得の場合に限る。)及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。(以下略)</p> </div>
年度	契約件名	支払済額	未精算額											
平成29年度	堺泉北港堺5区外棧橋等補修実施設計委託	2,760,574円	2,760,574円											
令和3年度	阪南港海岸外北境川水門外機械設備改良実施設計委託	3,041,500円	3,041,500円											

措置の内容

建設仮勘定の精算について、会計局会計指導課に確認の上、建設仮勘定の精算処理を行った。また、資産について公有財産台帳への登録を行った。
検出事項の原因は、建設仮勘定の精算処理の手順等について、担当者及び関係職員の理解が不足していたことにある。
例年5月に未精算の建設仮勘定について関係者で再度確認するとともに、担当者のみならず複数の職員で確認を行うことによりチェックしているが、再発防止に向けて、関係職員に対し建設仮勘定の精算処理の手順及び注意事項について周知徹底した。

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年6月9日)